

議案第 6 号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のよ  
うに制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、指定管理者が管理する施設に係る利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市立と畜場条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市立と畜場条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 153 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

15,000 円
15,000 円
10,000 円
12,000 円

「

15,420 円
15,420 円
10,280 円
12,340 円

」を

」に改める。

(羽曳野市市民会館条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市市民会館条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

34,000 円
45,000
3,000
3,000
3,000
2,300
2,300
2,300

「

34,970 円
46,280
3,080
3,080
3,080
2,360
2,360
2,360

2,300
3,000
3,000
3,800
4,200
1,200
1,300
900
800
3,000
3,800

2,360
3,080
3,080
3,900
4,320
1,230
1,330
920
820
3,080
3,900

」を

」に改める。

別表第 2 中

「

円
1,500
3,600
1,500
1,500
2,400
3,600
1,500
450
3,000
2,700
2,100
300
2,100
2,100

「

円
1,540
3,700
1,540
1,540
2,460
3,700
1,540
460
3,080
2,770
2,160
300
2,160
2,160

3,600
3,600
3,000
1,500
900
450
90
4,500
240
210
450
900
1,000
4,500
1,000
100

3,700
3,700
3,080
1,540
920
460
90
4,620
240
210
460
920
1,020
4,620
1,020
100

」を

」に改める。

(羽曳野市立市民体育館条例の一部改正)

第3条 羽曳野市立市民体育館条例(昭和50年羽曳野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中

「

円
9,500
19,000
4,800
9,600
2,200
4,400

「

円
9,770
19,540
4,930
9,870
2,260
4,520

2,200
4,400

2,260
4,520

」を 」に改め、

同表第 2 号の表中

「

円
100
200
200
400
100
200
200
400

「

円
100
200
200
410
100
200
200
410

」を 」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2(第 7 条関係)」に、

「

円
500
250
100

「

円
510
250
100

」を 」に改める。

(羽曳野市立集会所条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市立集会所条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円
400

「

円
410

600
700
900
1,200
1,400
300
500
600
700
900
1,000

610
720
920
1,230
1,440
300
510
610
720
920
1,020

」を

」に改める。

(羽曳野市立テニスコート条例の一部改正)

第5条 羽曳野市立テニスコート条例(平成2年羽曳野市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,000円
2,000円
500円

「

1,020円
2,050円
510円

」を

」に改める。

(羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例の一部改正)

第6条 羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例(平成4年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

7,000
3,500
7,000

「

7,200
3,600
7,200

3,500
1,500
2,000
12,000

3,600
1,540
2,050
12,340

」を 」に改め、

同表第 2 項の表中

「

500
1,000

「

510
1,020

」を 」に改め、

同表第 3 項の表中

「

100
500
500
500
500
500
500

「

100
510
510
510
510
510
510

」を 」に改める。

(羽曳野市立コミュニティセンター条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市立コミュニティセンター条例(平成 5 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

円
3,000
2,000
2,000
2,300

「

円
3,080
2,050
2,050
2,360



1,500
1,500
1,500
2,300
4,200

1,540
1,540
1,540
2,360
4,320

」を 」に改める。

別表第 2 中

「

4,000 円
---------

「

4,110 円
---------

」を 」に改める。

別表第 3 中

「

円
2,000
2,000
500
1,000
1,000
1,500

「

円
2,050
2,050
510
1,020
1,020
1,540

」を 」に改める。

(羽曳野市立総合スポーツセンター条例の一部改正)

第 8 条 羽曳野市立総合スポーツセンター条例(平成 9 年羽曳野市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の表中

「

円
9,500
19,000
28,500

「

円
9,770
19,540
29,310

9,500
3,800
7,600
11,400
8,000
3,800
3,800
3,800
3,800
7,600
3,200

9,770
3,900
7,810
11,720
8,220
3,900
3,900
3,900
3,900
7,810
3,290

」を 」に改め、

同表第 2 号の表 A 中

「

円
1,600
800

「

円
1,640
820

」を 」に改め、

同号の表 B 中

「

円
1,000
500

「

円
1,020
510

」を 」に改める。

別表第 2 中

「

円
200
2,000

「

円
200
2,050

」を 」に改める。

別表第 3 中

r

円
200
100
400
400
100
1,000
100
100
100
400
800
400
100
100
3,000
1,500
500
5,000
1,000
20,000
1,000
1,000
500
1,000
1,500
1,000
200

r

円
200
100
410
410
100
1,020
100
100
100
410
820
410
100
100
3,080
1,540
510
5,140
1,020
20,570
1,020
1,020
510
1,020
1,540
1,020
200

1,500
1,000
500
1,000
2,000
1,000
2,000
30,000
15,000
2,000
100
100
50
100
20
1,500

1,540
1,020
510
1,020
2,050
1,020
2,050
30,850
15,420
2,050
100
100
50
100
20
1,540

」を

」に改める。

(羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部改正)

第9条 羽曳野市立生活文化情報センター条例(平成12年羽曳野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

円
25,000
7,000
400
400
1,100
2,500

「

円
25,710
7,200
410
410
1,130
2,570

3,400
2,200
3,800
2,200
1,800
2,900
3,000
400
1,000
1,700
45,000
8,000
5,000
1,700
5,100
3,000
4,000
300
20,000
1,800

3,490
2,260
3,900
2,260
1,850
2,980
3,080
410
1,020
1,740
46,280
8,220
5,140
1,740
5,240
3,080
4,110
300
20,570
1,850

」を

」に改め、

同表第 2 号の表中

「

円
1,500
1,000
1,500
200
200

「

円
1,540
1,020
1,540
200
200

100
200
200
200
200
200
200
200
200
200
4,000
4,000
4,000
4,000
400
400
400
400
400
400
400
400
400
400
400
400
400
400
10,000
15,000
20,000
40,000
3,000
2,000

100
200
200
200
200
200
200
200
200
4,110
4,110
4,110
4,110
410
410
410
410
410
410
200
410
410
410
410
410
410
10,280
15,420
20,570
41,140
3,080
2,050

2,000
2,000
2,000
2,000
1,000
1,000
1,000
1,000
1,000
1,000
2,000
2,000
4,000
4,000
10,000
10,000
100
100
100
100
20,000
30,000
50,000
2,000
2,000
6,000
2,000
2,000
2,000
1,000

2,050
2,050
2,050
2,050
1,020
1,020
1,020
1,020
1,020
2,050
2,050
4,110
4,110
10,280
10,280
100
100
100
100
20,570
30,850
51,420
2,050
2,050
6,170
2,050
2,050
2,050
1,020

1,000
2,000
100
20,000
2,000
4,000
4,000
2,000
4,000
2,000
2,000
6,000
4,000
1,000
25,000
6,000
24,000
16,000
6,000
6,000
6,000
2,000
6,000
4,000
1,000
1,000
1,000
1,000
1,000

1,020
2,050
100
20,570
2,050
4,110
4,110
2,050
4,110
2,050
2,050
6,170
4,110
1,020
25,710
6,170
24,680
16,450
6,170
6,170
6,170
2,050
6,170
4,110
1,020
1,020
1,020
1,020
1,020



17,000
13,000
500
200
1,000
400
400
100
1,000
1,000
200
600
600
1,000
800
400
300
4,000

17,480
13,370
510
200
1,020
410
410
100
1,020
1,020
200
610
610
1,020
820
410
300
4,110

」を

」に改め、

同表第 3 号の表中

「

「

円
500

円
510

」を

」に改める。

( 羽曳野市立向野共同浴場条例の一部改正 )

第 10 条 羽曳野市立向野共同浴場条例(平成 14 年羽曳野市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

「

400 円
200 円
100 円

410 円
200 円
100 円

」を

」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 第 4 条の規定による改正後の羽曳野市立集会所条例別表の規定は、指定管理者が古市集会所に係る利用料金の額を定める場合について適用し、恵我之荘集会所の使用料については、なお従前の例による。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

新				旧																																																																			
<p>第 1 条関係</p> <p>羽曳野市立と畜場条例</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種別</th> <th>単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成牛</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">15,420 円</td> </tr> <tr> <td>成馬</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">15,420 円</td> </tr> <tr> <td>小動物</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">10,280 円</td> </tr> <tr> <td>病畜成牛馬</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">12,340 円</td> </tr> </tbody> </table>				畜種別	単位	金額		成牛	1 頭につき	15,420 円		成馬	1 頭につき	15,420 円		小動物	1 頭につき	10,280 円		病畜成牛馬	1 頭につき	12,340 円		<p>第 1 条関係</p> <p>羽曳野市立と畜場条例</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種別</th> <th>単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成牛</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>成馬</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>小動物</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>病畜成牛馬</td> <td>1 頭につき</td> <td colspan="2">12,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				畜種別	単位	金額		成牛	1 頭につき	15,000 円		成馬	1 頭につき	15,000 円		小動物	1 頭につき	10,000 円		病畜成牛馬	1 頭につき	12,000 円																									
畜種別	単位	金額																																																																					
成牛	1 頭につき	15,420 円																																																																					
成馬	1 頭につき	15,420 円																																																																					
小動物	1 頭につき	10,280 円																																																																					
病畜成牛馬	1 頭につき	12,340 円																																																																					
畜種別	単位	金額																																																																					
成牛	1 頭につき	15,000 円																																																																					
成馬	1 頭につき	15,000 円																																																																					
小動物	1 頭につき	10,000 円																																																																					
病畜成牛馬	1 頭につき	12,000 円																																																																					
<p>第 2 条関係</p> <p>羽曳野市市民会館条例</p> <p>別表第 1(第 7 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>単位</th> <th>室料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民ホール</td> <td>平日</td> <td rowspan="10">1 日</td> <td>34,970 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日祝日</td> <td>46,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">会議室</td> <td>フリールーム</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>第 1 会議室</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>第 2 会議室</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>第 3 会議室</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td>第 4 会議室</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td>第 5 会議室</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td>第 6 会議室</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td>第 7 会議室</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>第 8 会議室</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	室料	市民ホール	平日	1 日	34,970 円	土曜日・日曜日祝日	46,280	会議室	フリールーム	3,080	第 1 会議室	3,080	第 2 会議室	3,080	第 3 会議室	2,360	第 4 会議室	2,360	第 5 会議室	2,360	第 6 会議室	2,360	第 7 会議室	3,080	第 8 会議室	3,080	和室		3,900	<p>第 2 条関係</p> <p>羽曳野市市民会館条例</p> <p>別表第 1(第 7 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>単位</th> <th>室料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民ホール</td> <td>平日</td> <td rowspan="10">1 日</td> <td>34,000 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日祝日</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">会議室</td> <td>フリールーム</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第 1 会議室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 会議室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 会議室</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>第 4 会議室</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>第 5 会議室</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>第 6 会議室</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>第 7 会議室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第 8 会議室</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	室料	市民ホール	平日	1 日	34,000 円	土曜日・日曜日祝日	45,000	会議室	フリールーム	3,000	第 1 会議室	3,000	第 2 会議室	3,000	第 3 会議室	2,300	第 4 会議室	2,300	第 5 会議室	2,300	第 6 会議室	2,300	第 7 会議室	3,000	第 8 会議室	3,000	和室		3,800
区分		単位	室料																																																																				
市民ホール	平日	1 日	34,970 円																																																																				
	土曜日・日曜日祝日		46,280																																																																				
会議室	フリールーム		3,080																																																																				
	第 1 会議室		3,080																																																																				
	第 2 会議室		3,080																																																																				
	第 3 会議室		2,360																																																																				
	第 4 会議室		2,360																																																																				
	第 5 会議室		2,360																																																																				
	第 6 会議室		2,360																																																																				
	第 7 会議室		3,080																																																																				
第 8 会議室	3,080																																																																						
和室		3,900																																																																					
区分		単位	室料																																																																				
市民ホール	平日	1 日	34,000 円																																																																				
	土曜日・日曜日祝日		45,000																																																																				
会議室	フリールーム		3,000																																																																				
	第 1 会議室		3,000																																																																				
	第 2 会議室		3,000																																																																				
	第 3 会議室		2,300																																																																				
	第 4 会議室		2,300																																																																				
	第 5 会議室		2,300																																																																				
	第 6 会議室		2,300																																																																				
	第 7 会議室		3,000																																																																				
第 8 会議室	3,000																																																																						
和室		3,800																																																																					

料理教室		<u>4,320</u>
第9号室		<u>1,230</u>
第10号室		<u>1,330</u>
第11号室		<u>920</u>
第12号室		<u>820</u>
音楽ルーム		<u>3,080</u>
研修室		<u>3,900</u>

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分		単位	料金
照明設備	ボーダーライト	1列1日	円 <u>1,540</u>
	サスペンションライト	一式1日	<u>3,700</u>
	アッパーホリゾントライト	1列1日	<u>1,540</u>
	ロアホリゾントライト	1列1日	<u>1,540</u>
	フロントサイドスポット	一式1日	<u>2,460</u>
	シーリングスポット	一式1日	<u>3,700</u>
	フットライト	1列1日	<u>1,540</u>
	ステージスポットライト	1台1日	<u>460</u>
	クセノンピンスポットライト	1台1日	<u>3,080</u>
	ミラーボール	1台1日	<u>2,770</u>
音響設備	マイク	1本1日	<u>2,160</u>
	マイクスタンド	1本1日	<u>300</u>
	レコードプレーヤー	1台1日	<u>2,160</u>
	テープレコーダー	1台1日	<u>2,160</u>
	ワイヤレスマイク	1チャンネル 1日	<u>3,700</u>
	会議室用マイク	一式1日	<u>3,700</u>
	コンデンサーマイクロホン	1本1日	<u>3,080</u>
	音響セット	一式1日	<u>1,540</u>
舞台設備	演台	1台1日	<u>920</u>
	指揮台	1台1日	<u>460</u>

料理教室		<u>4,200</u>
第9号室		<u>1,200</u>
第10号室		<u>1,300</u>
第11号室		<u>900</u>
第12号室		<u>800</u>
音楽ルーム		<u>3,000</u>
研修室		<u>3,800</u>

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分		単位	料金
照明設備	ボーダーライト	1列1日	円 <u>1,500</u>
	サスペンションライト	一式1日	<u>3,600</u>
	アッパーホリゾントライト	1列1日	<u>1,500</u>
	ロアホリゾントライト	1列1日	<u>1,500</u>
	フロントサイドスポット	一式1日	<u>2,400</u>
	シーリングスポット	一式1日	<u>3,600</u>
	フットライト	1列1日	<u>1,500</u>
	ステージスポットライト	1台1日	<u>450</u>
	クセノンピンスポットライト	1台1日	<u>3,000</u>
	ミラーボール	1台1日	<u>2,700</u>
音響設備	マイク	1本1日	<u>2,100</u>
	マイクスタンド	1本1日	<u>300</u>
	レコードプレーヤー	1台1日	<u>2,100</u>
	テープレコーダー	1台1日	<u>2,100</u>
	ワイヤレスマイク	1チャンネル 1日	<u>3,600</u>
	会議室用マイク	一式1日	<u>3,600</u>
	コンデンサーマイクロホン	1本1日	<u>3,000</u>
	音響セット	一式1日	<u>1,500</u>
舞台設備	演台	1台1日	<u>900</u>
	指揮台	1台1日	<u>450</u>

	譜面台	1台1日	<u>90</u>
	金屏風	1双1日	<u>4,620</u>
	ひもせん	1枚1日	<u>240</u>
	平台	1枚1日	<u>210</u>
	花台	1台1日	<u>460</u>
	ホワイトボード	1台1日	<u>920</u>
その他	映写機	一式1時間	<u>1,020</u>
	グランドピアノ	1台1日(調律費は含まない。)	<u>4,620</u>
	会議室用ピアノ	1台1日	<u>1,020</u>
	器具の持込使用に係る料金	1器具 1kw (1kw未満のものは1kwとする。)	<u>100</u>

備考 省略

**第3条関係**

羽曳野市立市民体育館条例

別表第1(第7条関係)

(1) 専用利用の場合

区分		単位		料金
体育館	全面	1日	羽曳野市在住、在勤、在学者 (以下「市民等」という。)	<u>円</u> <u>9,770</u>
			市民等以外の者	<u>19,540</u>
	片面	1日	市民等	<u>4,930</u>
			市民等以外の者	<u>9,870</u>
トレーニング室		1日	市民等	<u>2,260</u>

	譜面台	1台1日	<u>90</u>
	金屏風	1双1日	<u>4,500</u>
	ひもせん	1枚1日	<u>240</u>
	平台	1枚1日	<u>210</u>
	花台	1台1日	<u>450</u>
	ホワイトボード	1台1日	<u>900</u>
その他	映写機	一式1時間	<u>1,000</u>
	グランドピアノ	1台1日(調律費は含まない。)	<u>4,500</u>
	会議室用ピアノ	1台1日	<u>1,000</u>
	器具の持込使用に係る料金	1器具 1kw (1kw未満のものは1kwとする。)	<u>100</u>

備考 省略

**第3条関係**

羽曳野市立市民体育館条例

別表第1(第7条関係)

(1) 専用利用の場合

区分		単位		料金
体育館	全面	1日	羽曳野市在住、在勤、在学者 (以下「市民等」という。)	<u>円</u> <u>9,500</u>
			市民等以外の者	<u>19,000</u>
	片面	1日	市民等	<u>4,800</u>
			市民等以外の者	<u>9,600</u>
トレーニング室		1日	市民等	<u>2,200</u>

		市民等以外の者	4,520
会議室兼卓球室	1日	市民等	2,260
		市民等以外の者	4,520

備考 省略

(2) 個人利用の場合

施設名	単位		料金	
卓球室	3時間	中学生以下、老人、障害者、母子	市民等	円 100
			市民等以外の者	200
		一般(高校生以上)	市民等	200
			市民等以外の者	410
トレーニング室	3時間	中学生、老人、障害者、母子	市民等	100
			市民等以外の者	200
		一般(高校生以上)	市民等	200
			市民等以外の者	410

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分		単位	料金
アリーナ照明設備	全面	1時間	円 510
	半面		250
会議室兼卓球室冷暖房		1時間	100

第4条関係

羽曳野市立集会所条例

別表(第7条、第8条関係)

区分		室料
会議室	午前(午前9時から正午まで)	円 410

		市民等以外の者	4,400
会議室兼卓球室	1日	市民等	2,200
		市民等以外の者	4,400

備考 省略

(2) 個人利用の場合

施設名	単位		料金	
卓球室	3時間	中学生以下、老人、障害者、母子	市民等	円 100
			市民等以外の者	200
		一般(高校生以上)	市民等	200
			市民等以外の者	400
トレーニング室	3時間	中学生、老人、障害者、母子	市民等	100
			市民等以外の者	200
		一般(高校生以上)	市民等	200
			市民等以外の者	400

備考 省略

別表第2

区分		単位	料金
アリーナ照明設備	全面	1時間	円 500
	半面		250
会議室兼卓球室冷暖房		1時間	100

第4条関係

羽曳野市立集会所条例

別表(第7条、第8条関係)

区分		室料
会議室	午前(午前9時から正午まで)	円 400

	午後(正午から午後5時まで)	610
	夜間(午後5時から午後9時まで)	720
	昼間(午前9時から午後5時まで)	920
	昼夜間(正午から午後9時まで)	1,230
	全日(午前9時から午後9時まで)	1,440
和室	午前(午前9時から正午まで)	300
	午後(正午から午後5時まで)	510
	夜間(午後5時から午後9時まで)	610
	昼間(午前9時から午後5時まで)	720
	昼夜間(正午から午後9時まで)	920
	全日(午前9時から午後9時まで)	1,020

備考 省略

第5条関係

羽曳野市立テニスコート条例

別表(第7条関係)

区分	単位	料金	
テニスコート	2時間	羽曳野市内在住、在勤、在学者	1,020円
		羽曳野市内在住、在勤、在学者以外の者	2,050円
照明設備	1時間	510円	

第6条関係

羽曳野市立グレイプヒルスポーツ公園条例

別表(第7条関係)

1 専用利用料

	午後(正午から午後5時まで)	600
	夜間(午後5時から午後9時まで)	700
	昼間(午前9時から午後5時まで)	900
	昼夜間(正午から午後9時まで)	1,200
	全日(午前9時から午後9時まで)	1,400
和室	午前(午前9時から正午まで)	300
	午後(正午から午後5時まで)	500
	夜間(午後5時から午後9時まで)	600
	昼間(午前9時から午後5時まで)	700
	昼夜間(正午から午後9時まで)	900
	全日(午前9時から午後9時まで)	1,000

備考 省略

第5条関係

羽曳野市立テニスコート条例

別表(第7条関係)

区分	単位	料金	
テニスコート	2時間	羽曳野市内在住、在勤、在学者	1,000円
		羽曳野市内在住、在勤、在学者以外の者	2,000円
照明設備	1時間	500円	

第6条関係

羽曳野市立グレイプヒルスポーツ公園条例

別表(第7条関係)

1 専用利用料

区分		単位	料金(円)
グラウンド	全面	1日	7,200
	半面	1日	3,600
会議室		1日	7,200
本部室		1日	3,600
キャンプサイト	宿泊キャンプ	1区画1泊	1,540
	日帰りキャンプ	1区画1日	2,050
宿泊室		1泊	12,340

備考 省略

## 2 個人利用料

区分	単位		料金(円)
宿泊室	1人1泊	小人(4歳以上小学生以下)	510
		大人(中学生以上)	1,020

備考 省略

## 3 附帯設備等利用料金

区分	単位	料金(円)
シャワー	1回	100
キャンプ用具	1セット	510
炊飯用具	1セット	510
炊飯用食器	1セット	510
バーベキューグリル	1セット	510
宿泊室用寝具	1セット	510

### 第7条関係

羽曳野市立コミュニティセンター条例

別表第1(第7条関係)

区分	単位	室料
----	----	----

区分		単位	料金(円)
グラウンド	全面	1日	7,000
	半面	1日	3,500
会議室		1日	7,000
本部室		1日	3,500
キャンプサイト	宿泊キャンプ	1区画1泊	1,500
	日帰りキャンプ	1区画1日	2,000
宿泊室		1泊	12,000

備考 省略

## 2 個人利用料

区分	単位		料金(円)
宿泊室	1人1泊	小人(4歳以上小学生以下)	500
		大人(中学生以上)	1,000

備考 省略

## 3 附帯設備等利用料金

区分	単位	料金(円)
シャワー	1回	100
キャンプ用具	1セット	500
炊飯用具	1セット	500
炊飯用食器	1セット	500
バーベキューグリル	1セット	500
宿泊室用寝具	1セット	500

### 第7条関係

羽曳野市立コミュニティセンター条例

別表第1(第7条関係)

区分	単位	室料
----	----	----



集会室(1)	1日	円
		3,080
集会室(2)		2,050
集会室(3)		2,050
会議室(1)		2,360
会議室(2)		1,540
和室(1)		1,540
和室(2)		1,540
交流室		2,360
調理実習室		4,320

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分	単位	室料
はびきの庵円想	1日	4,110円

備考 省略

別表第3(第7条関係)

区分		単位	金額
音響設備	マイク等セット	一式1日	円 2,050
	カラオケセット	一式1日	2,050
	ラジオカセット	1台1日	510
映像設備	プロジェクター	1台1日	1,020
楽器	ピアノ	1台1日	1,020
茶道用設備	炉及び釜	一式1日	1,540

第8条関係

羽曳野市立総合スポーツセンター条例

別表第1(第8条関係)

総合体育館料金表

集会室(1)	1日	円
		3,000
集会室(2)		2,000
集会室(3)		2,000
会議室(1)		2,300
会議室(2)		1,500
和室(1)		1,500
和室(2)		1,500
交流室		2,300
調理実習室		4,200

備考 省略

別表第2(第7条関係)

区分	単位	室料
はびきの庵円想	1日	4,000円

備考 省略

別表第3(第7条関係)

区分		単位	金額
音響設備	マイク等セット	一式1日	円 2,000
	カラオケセット	一式1日	2,000
	ラジオカセット	1台1日	500
映像設備	プロジェクター	1台1日	1,000
楽器	ピアノ	1台1日	1,000
茶道用設備	炉及び釜	一式1日	1,500

第8条関係

羽曳野市立総合スポーツセンター条例

別表第1(第8条関係)

総合体育館料金表

## (1) 専用利用料

区分			単位	料金
A	メインアリーナ	全面の3分の1	1日	円 9,770
		全面の3分の2		19,540
		全面		29,310
	サブアリーナ			9,770
	会議室	全面の3分の1		3,900
		全面の3分の2		7,810
		全室		11,720
	トレーニングルーム			8,220
	選手控室			3,900
	審判員室			3,900
	大会役員室			3,900
	フリールーム			7,810
	野外ステージ			3,290
	B	省略		

備考 省略

## (2) 個人利用料

## A メインアリーナ・サブアリーナ・フリールーム利用料

区分	単位	料金
一般(高校生以上)	1日	円 1,640
小学生・中学生・老人・障害者		820

備考 省略

## B 浴室利用料表

区分	単位	料金
一般(高校生以上)	1回	円 1,020
小学生・中学生・老人・障害者		510

備考 省略

## (1) 専用利用料

区分			単位	料金
A	メインアリーナ	全面の3分の1	1日	円 9,500
		全面の3分の2		19,000
		全面		28,500
	サブアリーナ			9,500
	会議室	全面の3分の1		3,800
		全面の3分の2		7,600
		全室		11,400
	トレーニングルーム			8,000
	選手控室			3,800
	審判員室			3,800
	大会役員室			3,800
	フリールーム			7,600
	野外ステージ			3,200
	B	省略		

備考 省略

## (2) 個人利用料

## A メインアリーナ・サブアリーナ・フリールーム利用料

区分	単位	料金
一般(高校生以上)	1日	円 1,600
小学生・中学生・老人・障害者		800

備考 省略

## B 浴室利用料表

区分	単位	料金
一般(高校生以上)	1回	円 1,000
小学生・中学生・老人・障害者		500

備考 省略

## 別表第2(第8条関係)

## 駐車場料金表

区分	単位	料金
普通自動車	1時間1台	円 200
中型自動車及び大型自動車	1日1台	2,050

備考 省略

## 別表第3(第8条関係)

## 附属設備料金

区分	単位	料金	
スポーツ器具	各種競技用具(支柱、ネット)	1式 1区分 円 200	
	卓球用具(台、サポート、ネット)	1台 100	
	バスケットボール	移動式ゴール	1対 410
		オフィシャルテーブルセット(メイン1面使用時のみ)	1式 410
		オフィシャルセット(タイマーを含む。)	100
	柔道用畳	1面 1,020	
	剣道用具	1式 100	
	得点板	1台 100	
	審判台	100	
	トランポリン用具(補助マットを含む。)	1式 410	
	綱引き用具(ロープ、レーンマット)	820	
	体力測定器具(反復横跳び測定器等)	410	
	体操用マット	100	
	跳び箱(ロイター板を含む。)	100	

## 別表第2(第8条関係)

## 駐車場料金表

区分	単位	料金
普通自動車	1時間1台	円 200
中型自動車及び大型自動車	1日1台	2,000

備考 省略

## 別表第3(第8条関係)

## 附属設備料金

区分	単位	料金	
スポーツ器具	各種競技用具(支柱、ネット)	1式 1区分 円 200	
	卓球用具(台、サポート、ネット)	1台 100	
	バスケットボール	移動式ゴール	1対 400
		オフィシャルテーブルセット(メイン1面使用時のみ)	1式 400
		オフィシャルセット(タイマーを含む。)	100
	柔道用畳	1面 1,000	
	剣道用具	1式 100	
	得点板	1台 100	
	審判台	100	
	トランポリン用具(補助マットを含む。)	1式 400	
	綱引き用具(ロープ、レーンマット)	800	
	体力測定器具(反復横跳び測定器等)	400	
	体操用マット	100	
	跳び箱(ロイター板を含む。)	100	

音響設備	メインアリーナ		1 式	1 区分	<u>3,080</u>	音響設備	メインアリーナ		1 式	1 区分	<u>3,000</u>		
	サブアリーナ				<u>1,540</u>		音響設備	サブアリーナ			<u>1,500</u>		
	会議室				<u>510</u>			会議室			<u>500</u>		
舞台設備	仮設ステージ(幕、演台、花台を含む。)		1 式	1 区分	<u>5,140</u>	舞台設備	仮設ステージ(幕、演台、花台を含む。)		1 式	1 区分	<u>5,000</u>		
	金屏風				1 双		<u>1,020</u>	金屏風			1 双	<u>1,000</u>	
映像装置	大型映像装置		1 式	1 区分	<u>20,570</u>	映像装置	大型映像装置		1 式	1 区分	<u>20,000</u>		
	電光得点盤(埋込式)				1 組		<u>1,020</u>	電光得点盤(埋込式)			1 組	<u>1,000</u>	
	ビデオプロジェクター(スクリーンを含む。)				1 式		<u>1,020</u>	ビデオプロジェクター(スクリーンを含む。)			1 式	<u>1,000</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含む。)						<u>510</u>	オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含む。)				<u>500</u>	
	映写機(スクリーンを含む。)						<u>1,020</u>	映写機(スクリーンを含む。)				<u>1,000</u>	
冷暖房	メインアリーナ		1 時間につき	<u>1,540</u>	冷暖房	メインアリーナ		1 時間につき	<u>1,500</u>				
	サブアリーナ			<u>1,020</u>		サブアリーナ			<u>1,000</u>				
	会議室(3分の1室)			1 時間につき		<u>200</u>	会議室(3分の1室)		1 時間につき	<u>200</u>			
	その他			1 時間につき			その他		1 時間につき				
照明設備	メインアリーナ	全面	1 時間につき	<u>1,540</u>	照明設備	メインアリーナ	全面	1 時間につき	<u>1,500</u>				
		3分の2面		<u>1,020</u>			メインアリーナ		3分の2面	<u>1,000</u>			
		3分の1面		<u>510</u>					メインアリーナ	3分の1面	<u>500</u>		
	サブアリーナ	全面		<u>1,020</u>		サブアリーナ				全面	<u>1,000</u>		
		ステージスポットライト		1 式			1 区分			1 式	1 区分	<u>2,000</u>	
	ハロゲンスポットライト	1 台		<u>1,020</u>		ハロゲンスポットライト			1 台	<u>1,000</u>			
				ピンスポット						<u>2,050</u>		ピンスポット	<u>2,000</u>

	ライト			
その他	メインアリーナ可動式スタンド(696席)	1日		<u>30,850</u>
	サブアリーナ可動式スタンド(363席)			<u>15,420</u>
	仮設広告(1平方メートル)			<u>2,050</u>
	フロアーシート	1枚	1日	<u>100</u>
	長机	1脚		<u>100</u>
	パイプ椅子			<u>50</u>
	バスタオル	1枚	1回	<u>100</u>
	タオル			<u>20</u>
	グランドピアノ	1式	1区分	<u>1,540</u>

備考 省略

第9条関係

羽曳野市立生活文化情報センター条例

別表(第7条関係)

(1) 施設

区分	単位	金額
ホール	1室1時間	円 <u>25,710</u>
ホール(ホワイエ部分に限る。)		<u>7,200</u>
楽屋1		<u>410</u>
楽屋2・3		<u>410</u>
楽屋4・5		<u>1,130</u>
楽屋6		<u>2,570</u>
美術・工作創作室		<u>3,490</u>
和室		<u>2,260</u>
大会議室		<u>3,900</u>

	ライト			
その他	メインアリーナ可動式スタンド(696席)	1日		<u>30,000</u>
	サブアリーナ可動式スタンド(363席)			<u>15,000</u>
	仮設広告(1平方メートル)			<u>2,000</u>
	フロアーシート	1枚	1日	<u>100</u>
	長机	1脚		<u>100</u>
	パイプ椅子			<u>50</u>
	バスタオル	1枚	1回	<u>100</u>
	タオル			<u>20</u>
	グランドピアノ	1式	1区分	<u>1,500</u>

備考 省略

第9条関係

羽曳野市立生活文化情報センター条例

別表(第7条関係)

(1) 施設

区分	単位	金額
ホール	1室1時間	円 <u>25,000</u>
ホール(ホワイエ部分に限る。)		<u>7,000</u>
楽屋1		<u>400</u>
楽屋2・3		<u>400</u>
楽屋4・5		<u>1,100</u>
楽屋6		<u>2,500</u>
美術・工作創作室		<u>3,400</u>
和室		<u>2,200</u>
大会議室		<u>3,800</u>

中会議室 A	<u>2,260</u>
中会議室 B	<u>1,850</u>
交流ギャラリー	<u>2,980</u>
音楽実習室	<u>3,080</u>
レッスンルーム	<u>410</u>
小会議室 A・B・C	<u>1,020</u>
セミナー室 A・B	<u>1,740</u>
アトリウム	<u>46,280</u>
映像セミナー室	<u>8,220</u>
パソコン教室	<u>5,140</u>
資料室	<u>1,740</u>
視聴覚室	<u>5,240</u>
録音スタジオ	<u>3,080</u>
多目的スタジオ	<u>4,110</u>
控室	<u>300</u>
交流広場	<u>20,570</u>
交流プラザ	<u>1,850</u>

(2) 附帯設備

区分	単位	金額
舞台設備		円
演台三点セット	1 式 1 日	<u>1,540</u>
司会者台	1 台 1 日	<u>1,020</u>
指揮者台(指揮者用譜面台含む。)	1 台 1 日	<u>1,540</u>
国旗	1 枚 1 日	<u>200</u>
市旗	1 枚 1 日	<u>200</u>
譜面台	1 台 1 日	<u>100</u>
譜面台(演奏者用)	1 台 1 日	<u>200</u>
譜面灯	1 台 1 日	<u>200</u>
演奏者用椅子	1 脚 1 日	<u>200</u>
コントラバス用椅子	1 脚 1 日	<u>200</u>
チェロ用椅子	1 脚 1 日	<u>200</u>

中会議室 A	<u>2,200</u>
中会議室 B	<u>1,800</u>
交流ギャラリー	<u>2,900</u>
音楽実習室	<u>3,000</u>
レッスンルーム	<u>400</u>
小会議室 A・B・C	<u>1,000</u>
セミナー室 A・B	<u>1,700</u>
アトリウム	<u>45,000</u>
映像セミナー室	<u>8,000</u>
パソコン教室	<u>5,000</u>
資料室	<u>1,700</u>
視聴覚室	<u>5,100</u>
録音スタジオ	<u>3,000</u>
多目的スタジオ	<u>4,000</u>
控室	<u>300</u>
交流広場	<u>20,000</u>
交流プラザ	<u>1,800</u>

(2) 附帯設備

区分	単位	金額
舞台設備		円
演台三点セット	1 式 1 日	<u>1,500</u>
司会者台	1 台 1 日	<u>1,000</u>
指揮者台(指揮者用譜面台含む。)	1 台 1 日	<u>1,500</u>
国旗	1 枚 1 日	<u>200</u>
市旗	1 枚 1 日	<u>200</u>
譜面台	1 台 1 日	<u>100</u>
譜面台(演奏者用)	1 台 1 日	<u>200</u>
譜面灯	1 台 1 日	<u>200</u>
演奏者用椅子	1 脚 1 日	<u>200</u>
コントラバス用椅子	1 脚 1 日	<u>200</u>
チェロ用椅子	1 脚 1 日	<u>200</u>

	平台(開き足・箱足含む。)	1台1日	<u>200</u>
	プログラムスタンド	1台1日	<u>200</u>
	ジョーゼット幕	1枚1日	<u>4,110</u>
	一文字幕	1枚1日	<u>4,110</u>
	リノリウムマット	1枚1日	<u>4,110</u>
	パンチカーペット	1枚1日	<u>4,110</u>
	上敷ござ(5400×1800)	1枚1日	<u>410</u>
	上敷ござ(3600×1800)	1枚1日	<u>410</u>
	掛け階段	1台1日	<u>410</u>
	箱階段(2段)	1台1日	<u>410</u>
	箱階段(3段)	1台1日	<u>410</u>
	表彰盆	1枚1日	<u>200</u>
	ひ毛せん(5400×1800)	1枚1日	<u>410</u>
	ひ毛せん(7200×1800)	1枚1日	<u>410</u>
	吊看板(900×2400)	1枚1日	<u>410</u>
	吊看板(600×900)	1枚1日	<u>410</u>
	吊看板(600×1800)	1枚1日	<u>410</u>
音響設備	音響Aセット	1式1日	<u>10,280</u>
	音響Bセット	1式1日	<u>15,420</u>
	音響Cセット	1式1日	<u>20,570</u>
	音響Dセット	1式1日	<u>41,140</u>
	仮設ステージスピーカー	1台1日	<u>3,080</u>
	仮設モニタースピーカー	1台1日	<u>2,050</u>
	コンデンサーマイク	1本1日	<u>2,050</u>
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1本1日	<u>2,050</u>
	ワイヤレスマイク(ピン)	1本1日	<u>2,050</u>
	三点吊マイク	1本1日	<u>2,050</u>
	ダイナミックマイク	1本1日	<u>1,020</u>
	カセットテープレコーダー	1台1日	<u>1,020</u>
	MDプレーヤー	1台1日	<u>1,020</u>
	CDプレーヤー	1台1日	<u>1,020</u>
	DATプレーヤー	1台1日	<u>1,020</u>

	平台(開き足・箱足含む。)	1台1日	<u>200</u>
	プログラムスタンド	1台1日	<u>200</u>
	ジョーゼット幕	1枚1日	<u>4,000</u>
	一文字幕	1枚1日	<u>4,000</u>
	リノリウムマット	1枚1日	<u>4,000</u>
	パンチカーペット	1枚1日	<u>4,000</u>
	上敷ござ(5400×1800)	1枚1日	<u>400</u>
	上敷ござ(3600×1800)	1枚1日	<u>400</u>
	掛け階段	1台1日	<u>400</u>
	箱階段(2段)	1台1日	<u>400</u>
	箱階段(3段)	1台1日	<u>400</u>
	表彰盆	1枚1日	<u>200</u>
	ひ毛せん(5400×1800)	1枚1日	<u>400</u>
	ひ毛せん(7200×1800)	1枚1日	<u>400</u>
	吊看板(900×2400)	1枚1日	<u>400</u>
	吊看板(600×900)	1枚1日	<u>400</u>
	吊看板(600×1800)	1枚1日	<u>400</u>
音響設備	音響Aセット	1式1日	<u>10,000</u>
	音響Bセット	1式1日	<u>15,000</u>
	音響Cセット	1式1日	<u>20,000</u>
	音響Dセット	1式1日	<u>40,000</u>
	仮設ステージスピーカー	1台1日	<u>3,000</u>
	仮設モニタースピーカー	1台1日	<u>2,000</u>
	コンデンサーマイク	1本1日	<u>2,000</u>
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1本1日	<u>2,000</u>
	ワイヤレスマイク(ピン)	1本1日	<u>2,000</u>
	三点吊マイク	1本1日	<u>2,000</u>
	ダイナミックマイク	1本1日	<u>1,000</u>
	カセットテープレコーダー	1台1日	<u>1,000</u>
	MDプレーヤー	1台1日	<u>1,000</u>
	CDプレーヤー	1台1日	<u>1,000</u>
	DATプレーヤー	1台1日	<u>1,000</u>

	音声ライン送り	1 回線 1 日	<u>2,050</u>		音声ライン送り	1 回線 1 日	<u>2,000</u>
	音声ライン受け	1 回線 1 日	<u>2,050</u>		音声ライン受け	1 回線 1 日	<u>2,000</u>
	カラオケセット	1 式 1 日	<u>4,110</u>		カラオケセット	1 式 1 日	<u>4,000</u>
	マイクセット	1 式 1 日	<u>4,110</u>		マイクセット	1 式 1 日	<u>4,000</u>
	仮設音響 A セット	1 式 1 日	<u>10,280</u>		仮設音響 A セット	1 式 1 日	<u>10,000</u>
	仮設音響 B セット	1 式 1 日	<u>10,280</u>		仮設音響 B セット	1 式 1 日	<u>10,000</u>
	マイクスタンド(長)	1 本 1 日	<u>100</u>		マイクスタンド(長)	1 本 1 日	<u>100</u>
	マイクスタンド(短)	1 本 1 日	<u>100</u>		マイクスタンド(短)	1 本 1 日	<u>100</u>
	ブームスタンド(長)	1 本 1 日	<u>100</u>		ブームスタンド(長)	1 本 1 日	<u>100</u>
	ブームスタンド(短)	1 本 1 日	<u>100</u>		ブームスタンド(短)	1 本 1 日	<u>100</u>
照明設備	照明 A セット	1 式 1 日	<u>20,570</u>	照明設備	照明 A セット	1 式 1 日	<u>20,000</u>
	照明 B セット	1 式 1 日	<u>30,850</u>		照明 B セット	1 式 1 日	<u>30,000</u>
	照明 C セット	1 式 1 日	<u>51,420</u>		照明 C セット	1 式 1 日	<u>50,000</u>
	アッパーホリゾントライト	1 台 1 日	<u>2,050</u>		アッパーホリゾントライト	1 台 1 日	<u>2,000</u>
	ロアホリゾントライト	1 台 1 日	<u>2,050</u>		ロアホリゾントライト	1 台 1 日	<u>2,000</u>
	センターピンスポット	1 台 1 日	<u>6,170</u>		センターピンスポット	1 台 1 日	<u>6,000</u>
	ピンスポットハロゲン	1 台 1 日	<u>2,050</u>		ピンスポットハロゲン	1 台 1 日	<u>2,000</u>
	エフェクトソースフォーネタ付	1 台 1 日	<u>2,050</u>		エフェクトソースフォーネタ付	1 台 1 日	<u>2,000</u>
	エフェクトシングルゴボローテイター	1 台 1 日	<u>2,050</u>		エフェクトシングルゴボローテイター	1 台 1 日	<u>2,000</u>
	カラーフィルター(全紙)	1 枚 1 日	<u>1,020</u>		カラーフィルター(全紙)	1 枚 1 日	<u>1,000</u>
	スポットライト(500W)	1 台 1 日	<u>1,020</u>		スポットライト(500W)	1 台 1 日	<u>1,000</u>
	スポットライト(1000W)	1 台 1 日	<u>2,050</u>		スポットライト(1000W)	1 台 1 日	<u>2,000</u>
	照明スタンド	1 台 1 日	<u>100</u>		照明スタンド	1 台 1 日	<u>100</u>
	映像設備	プロジェクター	1 台 1 日		<u>20,570</u>	映像設備	プロジェクター
ビデオデッキ(VHS)		1 台 1 日	<u>2,050</u>	ビデオデッキ(VHS)	1 台 1 日		<u>2,000</u>
テレビデオ(21 インチ)		1 台 1 日	<u>4,110</u>	テレビデオ(21 インチ)	1 台 1 日		<u>4,000</u>
スライド(クセノン)		1 台 1 日	<u>4,110</u>	スライド(クセノン)	1 台 1 日		<u>4,000</u>
スライド(ハロゲン)		1 台 1 日	<u>2,050</u>	スライド(ハロゲン)	1 台 1 日		<u>2,000</u>
移動式スクリーン(1800 × 2400)		1 台 1 日	<u>4,110</u>	移動式スクリーン(1800 × 2400)	1 台 1 日		<u>4,000</u>



	移動式スクリーン(1350 × 1800)	1台1日	<u>2,050</u>
	ハンディーデジタルカメラ	1台1日	<u>2,050</u>
	書面カメラ	1台1日	<u>6,170</u>
	モニターテレビ	1台1日	<u>4,110</u>
情報設備	パーソナルコンピューター	1台1時間	<u>1,020</u>
楽器	パイプオルガン	1台1時間	<u>25,710</u>
	ハーブ	1台1日	<u>6,170</u>
	ピアノA	1台1日	<u>24,680</u>
	ピアノB	1台1日	<u>16,450</u>
	ピアノC	1台1日	<u>6,170</u>
	ピアノD	1台1日	<u>6,170</u>
	ピアノE	1台1日	<u>6,170</u>
	ピアノF	1台1日	<u>2,050</u>
	ポジティブオルガン	1台1日	<u>6,170</u>
	電子オルガン	1台1日	<u>4,110</u>
	電子ピアノ	1台1日	<u>1,020</u>
	ギターアンプ	1台1日	<u>1,020</u>
	ベースアンプ	1台1日	<u>1,020</u>
	シンセサイザー	1台1日	<u>1,020</u>
	ドラムセット	1式1日	<u>1,020</u>
陶芸設備	電気炉	本焼き	<u>17,480</u>
		素焼き	<u>13,370</u>
その他	机	1台1日	<u>510</u>
	椅子	1脚1日	<u>200</u>
	演台	1台1日	<u>1,020</u>
	展示パネル(穴あり)	1枚1日	<u>410</u>
	展示パネル(穴なし)	1枚1日	<u>410</u>
	テーブルクロス	1枚1日	<u>100</u>
	仮設ステージ(高さ可動型)	1台1日	<u>1,020</u>
	仮設ステージ(高さ固定型)	1台1日	<u>1,020</u>
	スタンション	1本1日	<u>200</u>

	移動式スクリーン(1350 × 1800)	1台1日	<u>2,000</u>
	ハンディーデジタルカメラ	1台1日	<u>2,000</u>
	書面カメラ	1台1日	<u>6,000</u>
	モニターテレビ	1台1日	<u>4,000</u>
情報設備	パーソナルコンピューター	1台1時間	<u>1,000</u>
楽器	パイプオルガン	1台1時間	<u>25,000</u>
	ハーブ	1台1日	<u>6,000</u>
	ピアノA	1台1日	<u>24,000</u>
	ピアノB	1台1日	<u>16,000</u>
	ピアノC	1台1日	<u>6,000</u>
	ピアノD	1台1日	<u>6,000</u>
	ピアノE	1台1日	<u>6,000</u>
	ピアノF	1台1日	<u>2,000</u>
	ポジティブオルガン	1台1日	<u>6,000</u>
	電子オルガン	1台1日	<u>4,000</u>
	電子ピアノ	1台1日	<u>1,000</u>
	ギターアンプ	1台1日	<u>1,000</u>
	ベースアンプ	1台1日	<u>1,000</u>
	シンセサイザー	1台1日	<u>1,000</u>
	ドラムセット	1式1日	<u>1,000</u>
陶芸設備	電気炉	本焼き	<u>17,000</u>
		素焼き	<u>13,000</u>
その他	机	1台1日	<u>500</u>
	椅子	1脚1日	<u>200</u>
	演台	1台1日	<u>1,000</u>
	展示パネル(穴あり)	1枚1日	<u>400</u>
	展示パネル(穴なし)	1枚1日	<u>400</u>
	テーブルクロス	1枚1日	<u>100</u>
	仮設ステージ(高さ可動型)	1台1日	<u>1,000</u>
	仮設ステージ(高さ固定型)	1台1日	<u>1,000</u>
	スタンション	1本1日	<u>200</u>

ホワイトボード	1台1日	<u>610</u>
台車	1台1日	<u>610</u>
情報コンセント	1回線1日	<u>1,020</u>
持込スポット	1KW1日	<u>820</u>
仮設電源使用料	1KW1日	<u>410</u>
ロッカーA	1台1回	<u>300</u>
ロッカーB	1台1月	<u>4,110</u>

(3) 駐車場

区分	単位	金額
駐車場	1時間/台	<u>円</u> <u>510</u>

第10条関係

羽曳野市立向野共同浴場条例

別表(第3条関係)

区分	単位	金額
		<u>円</u>
大人(中学生以上)	1回	<u>410</u>
中人(小学生以上中学生未満)	1回	<u>200</u>
小人(小学生未満)	1回	<u>100</u>

ホワイトボード	1台1日	<u>600</u>
台車	1台1日	<u>600</u>
情報コンセント	1回線1日	<u>1,000</u>
持込スポット	1KW1日	<u>800</u>
仮設電源使用料	1KW1日	<u>400</u>
ロッカーA	1台1回	<u>300</u>
ロッカーB	1台1月	<u>4,000</u>

(3) 駐車場

区分	単位	金額
駐車場	1時間/台	<u>円</u> <u>500</u>

第10条関係

羽曳野市立向野共同浴場条例

別表(第3条関係)

区分	単位	金額
		<u>円</u>
大人(中学生以上)	1回	<u>400</u>
中人(小学生以上中学生未満)	1回	<u>200</u>
小人(小学生未満)	1回	<u>100</u>